

規制区域の指定の考え方

目次

(1) 規制区域設定要領骨子案

- ① 規制区域設定要領骨子案の概要
- ② 宅地造成等工事規制区域について
- ③ 特定盛土等規制区域について
- ④ その他

(2) 本日も議論いただきたい点

(1)規制区域設定要領骨子案

①規制区域設定要領骨子案の概要

規制区域の基本的考え方について

- 盛土規制法は、盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定することとしている。
- 具体的には、
 - ・ 市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについては、これらに隣接・近接する区域も含めて、宅地造成等工事規制区域に指定し、
 - ・ 市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアなどについては、特定盛土等規制区域に指定することとしている。
- 都道府県等においては、本法の趣旨を踏まえ、盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要。

<参考：規制区域関係条文>

(宅地造成等工事規制区域)

第10条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第5項及び第26条第1項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

2～6 （略）

(特定盛土等規制区域)

第26条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第5項及び第45条第1項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

2～6 （略）

1 目的

規制区域の指定に当たって必要な基礎調査の実施の考え方や手順を明確にすることにより、円滑な基礎調査の実施及び適正な規制区域指定の促進を図り、もって宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に資する

2 用語の定義

3 指定の対象とする区域

<宅地造成等工事規制区域>

次に掲げる要件を満たす区域

①市街地等区域であること

- 都市計画区域
- 準都市計画区域
- 地域開発計画等策定区域
- 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域
- 集落の区域
- その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域
- 上記の区域に隣接し、又は近接する土地の区域

②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること

<特定盛土等規制区域>

宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、次に掲げる要件を満たす区域

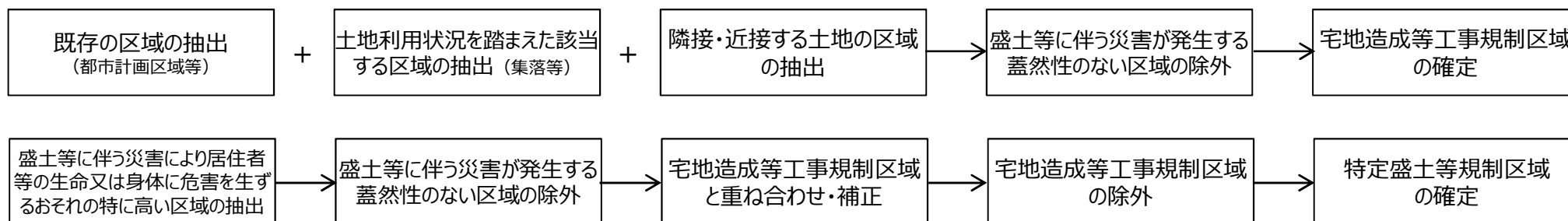
①盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域であること

- 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流の上流域
- 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域
- 土砂災害発生の危険性を有する区域
- 過去に大災害が発生した地域
- その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること

4 規制区域指定のための調査

① 規制区域指定のための検討手順



② 区域の調査、検討に当たっての留意事項（使用する基図や具体的なゾーニングの際の留意点）

5 基礎調査後の実施事項

結果の通知、結果の公表、規制区域の見直し 等

② 宅地造成等工事規制区域について

- 宅地造成等工事規制区域の指定の要件は、市街地等区域であること及び盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であることとする方針。

宅地造成等工事規制区域は、次に掲げる要件を満たす区域とする。

①市街地等区域であること

以下のいずれかに該当する区域であること。

(イ) 都市計画区域

(ロ) 準都市計画区域

(ハ) 地域開発計画等策定区域※

(ニ) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。）

(ホ) 集落の区域：人家が一定程度連たんしている土地の区域

(ヘ) その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域

(ト) (イ)から(ヘ)の区域に隣接し、又は近接する土地の区域：盛土等に伴う災害により、隣接・近接する市街地等に危害を及ぼすおそれのある土地の区域

②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること

盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性があると判断される区域であること。

※ 法令等に基づいているか否かを問わず、地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域

【参考】現行の宅地造成工事規制区域との比較

	【現行宅造法】 宅地造成工事規制区域		【盛土規制法】 宅地造成等工事規制区域
条文	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。	条文	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、 <u>宅地造成等工事規制区域</u> として指定することができる。
自然的要件	次のいずれかに該当するもの (イ) 造成に伴い災害の生ずるおそれの強いがけの発生しやすい地域 ・勾配が15度を超える傾斜地が過半を占める区域 (ロ) 災害の発生しやすい地盤特性を有する地域 ・火山灰（関東ローム、シラス等）台地、風化の進行が著しい台地又は地盤の軟弱な台地が過半を占める区域 (ハ) 土砂災害発生の危険性を有する地域 ・一定の区域内に急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流等の土砂災害に係る危険箇所が相当の割合で存在する地域 ・過去に大災害が発生した地域	要件	市街地等区域であること 次のいずれかに該当するもの (イ) 都市計画区域 (ロ) <u>準都市計画区域</u> (ハ) 地域開発計画等策定区域 (ニ) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。） (ホ) 集落の区域 (ヘ) その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域 (ト) (イ)から(ヘ)の区域に隣接し、又は近接する土地の区域
社会的要件	次のいずれかに該当するもの (イ) 都市計画区域 (ロ) 地域開発計画等策定区域 (ハ) 現に宅地造成が行われている区域又は今後宅地造成が行われると予想される区域（必要に応じ既に宅地造成が行われた区域を含む。） (ニ) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域		盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること <u>盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性があると判断される区域であること。</u>

※ 下線部は、現行の宅地造成工事規制区域の社会的要件からの変更箇所

- 市街地に該当しない区域においても、人家が連たんしている場合には、盛土等に伴う災害により居住者等に危害を及ぼすことが想定されるため、宅地造成等工事規制区域の指定対象として、「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」のほか、「集落」を追加。
- 集落の具体的な設定方法については、以下に列挙するような他法令における集落の考え方を参考とし検討中であるが、一律に人家の戸数等を限定せずに「人家が一定程度連たんしている土地の区域」と規定し、都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定。

【参考】他法令における集落の考え方

- 集落地域整備法において、「集落地域」は「**集落**及びその周辺の農用地を含む一定の地域」であることを前提としており、狭義の集落（**住居が集まって生活が展開されている場所**。主として、**住居、各種建造物、道路等によって構成されている場所**）のみを対象とするのではなく、広義の集落（農用地、森林をも含んだ地域的広がりを持つ）を対象としている※¹。
- 農地法において、農地転用の不許可の例外規定の「**集落**」は、「**相当数の家屋が連たんして集合している区域**」とされており※²、家屋数や連たんの程度については、自治体ごとに判断している。
 - 自治体ごとの判断の例
 - ・「相当数」の規模については、その地域の実情によって判断
 - ・「相当数の家屋が連たんして集合している区域」とは、3戸以上の住宅を含む区域
 - ・5戸以上の家屋の敷地がそれぞれおおむね50m以内の距離で連たん集合している区域 等
- 景観法において、「都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域」のうち「その他市街地又は集落を形成している地域」とは「都市、農山漁村以外の、例えば、都市計画区域又は準都市計画区域外における温泉地、観光地、別荘地等の市街地又は**門前町その他の農林漁業を主な産業としない集落**を形成している地域等」が考えられるとされている※³。

（出典）

※1 概説 集落地域整備法（昭和62年8月）より作成

※2 農地法の運用について（令和3年6月14日改正）

※3 景観法運用指針（令和4年3月改正）

- 宅地造成等工事規制区域は、市街地又は市街地となろうとする土地、集落といった人家等のまとまりのある区域に加え、それらの区域に隣接・近接する土地の区域について、当該区域において行われた盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼすおそれがあることから、指定の対象としている。
- 隣接・近接する土地の区域の具体的な設定方法については、以下に列挙するような類似の土砂災害における土砂の流出距離に関する知見等を参考とし検討中であるが、一律に隣接・近接する土地の範囲を数値で限定せずに「盛土等に伴う災害により、隣接・近接する市街地等に危害を及ぼすおそれのある土地の区域」と規定し、都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定。

【参考】類似の土砂災害における土砂の流出距離に関する知見

- 土砂災害防止法において、土砂災害警戒区域（急傾斜地）のうち急傾斜地の下端に隣接する土地の区域は、当該下端からの水平距離が**最大で50m**とされている※1。
- 土砂災害警戒区域（地滑り）のうち地滑り区域下方の地滑りによる危害のおそれのある土地の区域は、地滑り区域下端からの水平距離が**最大で250m**とされている※1。
- 大規模盛土造成地の滑動崩落により危害が生ずるおそれの大きい範囲は、過去の滑動崩落事例から**最大100mを目安**として設定することとしている※2。

（出典）

※1 土砂災害防止法施行令

※2 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）

- 宅地造成等工事規制区域は、既存の区域や土地利用状況から該当する区域を抽出し、当該区域に隣接・近接する土地の区域を設定後、地形的条件等を考慮して境界を設定することを想定。

① 既存の区域の抽出

- (イ) 都市計画区域
- (ロ) 準都市計画区域
- (ハ) 地域開発計画等策定区域

② 土地利用状況を踏まえた該当する区域の抽出

- (ニ) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。）
- (ホ) 集落の区域
- (ヘ) その他土地利用の状況を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域

③ ①及び②に隣接し、又は近接する土地の区域の抽出

④ ①～③で抽出した区域のうち、**盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外**※

※ 盛土等が行われている状況や今後の盛土等が行われる可能性等を踏まえて判断

⑤ 地形的条件等を考慮※した、**宅地造成等工事規制区域の境界の設定**

※ 尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等を考慮

既存の区域や土地利用情報等を活用することを基本とし、必要に応じて現地調査も実施

宅地造成等工事規制区域の設定

③ 特定盛土等規制区域について

- 特定盛土等規制区域の指定の要件は、盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域であること及び盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であることとする方針。

特定盛土等規制区域は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であって、次に掲げる要件を満たす区域とする。

①盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域であること

以下のいずれかに該当する区域であること。

- (イ) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域
- (ロ) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域
- (ハ) 土砂災害発生危険性を有する区域
：土砂災害警戒区域（土石流）の上流域、土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜）、保全対象に危害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む）等
- (ニ) 過去に大災害が発生した地域
- (ホ) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

②盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること

盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性があると判断される区域であること。

【参考】現行の宅地造成工事規制区域との比較

	(参考)【現行宅造法】宅地造成工事規制区域		【盛土規制法】特定盛土等規制区域
条文	宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。	条文	宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域※その他の区域の居住者その他の者の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。 ※ 市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。）
自然的要件	次のいずれかに該当するもの (イ) 造成に伴い災害の生ずるおそれの強いがけの発生しやすい地域 ・勾配が15度を超える傾斜地が過半を占める区域 (ロ) 災害の発生しやすい地盤特性を有する地域 ・火山灰（関東ローム、シラス等）台地、風化の進行が著しい台地又は地盤の軟弱な台地が過半を占める区域 (ハ) 土砂災害発生の危険性を有する地域 ・一定の区域内に急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流等の土砂災害に係る危険箇所が相当の割合で存在する地域 ・過去に大災害が発生した地域	要件	盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域であること 次のいずれかに該当するもの (イ) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域 (ロ) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域 (ハ) 土砂災害発生の危険性を有する区域：土砂災害警戒区域（土石流）の上流域、土砂災害警戒区域（地すべり、急傾斜）、保全対象に危害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む）等 (ニ) 過去に大災害が発生した地域 (ホ) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域
社会的要件	次のいずれかに該当するもの (イ) 都市計画区域 (ロ) 地域開発計画等策定区域 (ハ) 現に宅地造成が行われている区域又は今後宅地造成が行われると予想される区域（必要に応じ既に宅地造成が行われた区域を含む。） (二) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域		盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のある区域であること 盛土等が行われている状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性があると判断される区域であること。

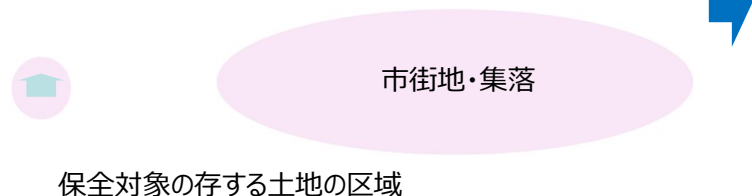
特定盛土等規制区域の指定イメージ（流出した土砂が土石流化するおそれのある区域）

- 特定盛土等規制区域のうち、流出した土砂が土石流化する場合を想定し、「盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域」を位置付ける方向で検討。
- この区域の具体的な要件については、現在検討中であるが、「保全対象の存する土地の区域に一定勾配以上で流入する溪流等のうち、谷の出口から上流の流域面積が一定以下である溪流等の上流域」とする方向で、当該区域の簡易な抽出方法も含めて検討中。

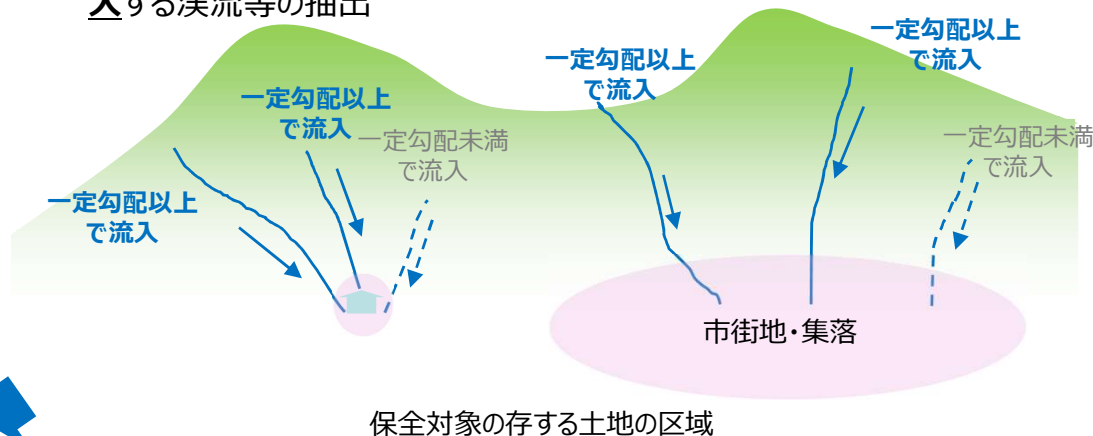
<参考> 流出した土砂が、土石流化するおそれのある区域の抽出の流れ（イメージ）

① 保全対象の存する土地の区域の抽出

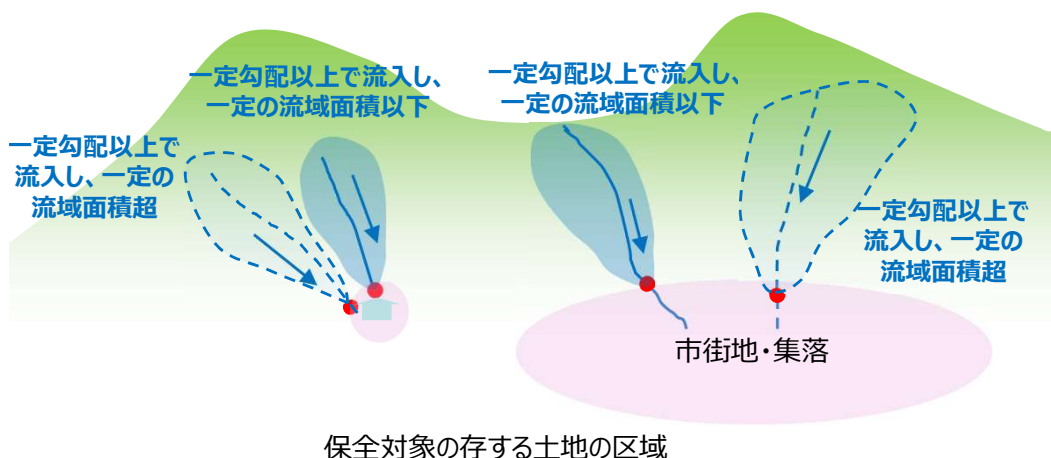
- ・宅地造成等工事規制区域（隣接・近接する土地の区域を除く。）
- ・その他盛土等に伴う災害から居住者等の生命又は身体への危害を防止する必要のある区域（市街地・集落外の人家等）



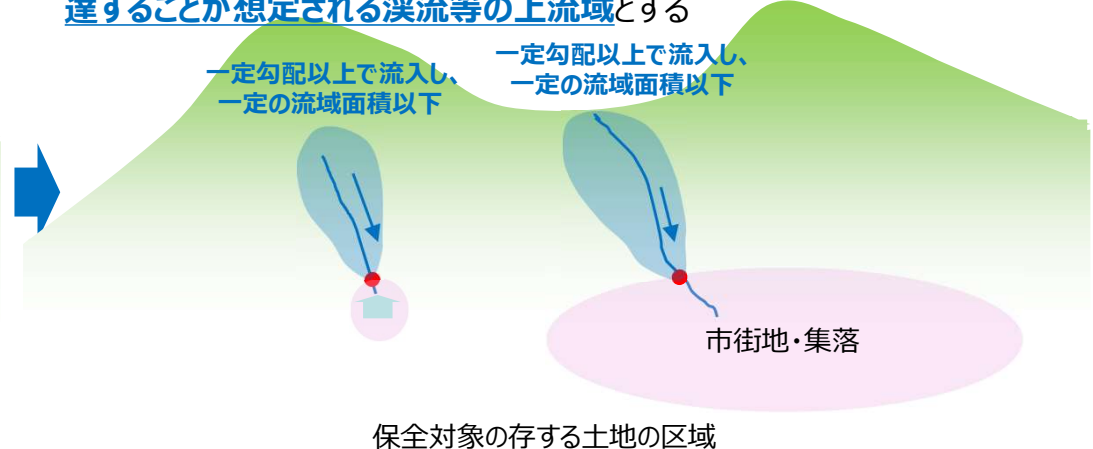
② ①で抽出した保全対象の存する土地の区域に対し、一定勾配以上で流入する溪流等の抽出



③ ②で抽出した溪流等のうち、谷出口（●）より上流の流域面積が一定面積以下のもの抽出



④ ③で抽出した溪流等の上流部の流域を盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域とする



【参考】土砂災害警戒区域（土石流）の指定の基準

土砂災害防止法施行令（土砂災害警戒区域の指定の基準）

第2条 法第7条第1項の政令で定める基準は、次の各号に掲げる土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ、当該各号に定める土地の区域であることとする。

一 急傾斜地の崩壊（略）

二 **土石流** その流水が山麓における扇状の地形の地域に流入する地点より上流の部分の勾配が急な河川（当該上流の流域面積が5km²以下であるものに限る。第七条第四号八において「溪流」という。）のうち当該地点より下流の部分及び当該下流の部分に隣接する一定の土地の区域であって、国土交通大臣が定める方法により計測した土地の勾配が2度以上のもの（土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。）

三 地滑り（略）

勾配2度以上

- （自然災害であることは前提だが、）土砂災害防止法の土砂災害警戒区域（土石流）は、土石流が発生した場合に、土石流が到達する土地の範囲として、「土地の勾配が2度以上」を想定。

上流の流域面積が5km²以下

- 「上流の流域面積が5km²以下」の条件がない場合は、土石流とは異なる自然現象が発生すると想定される、大規模な河川も「溪流」に含まれることとなる。
- 土石流危険溪流調査から過去に土石流の発生した溪流を見ると、流域面積5km²以下のものが99%を占めている。

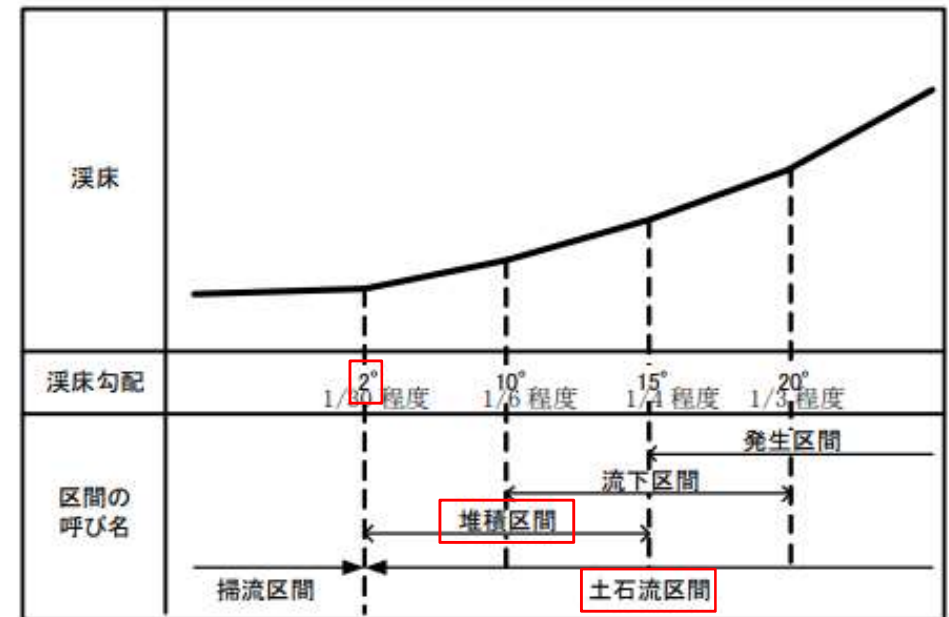


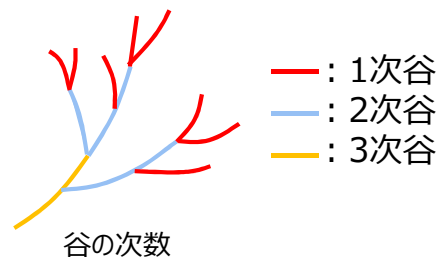
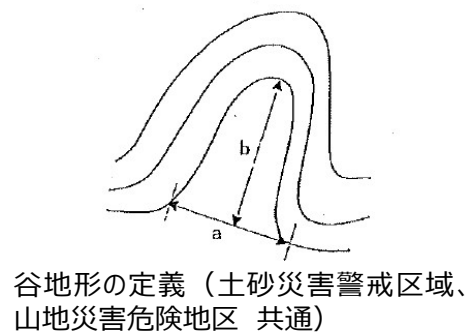
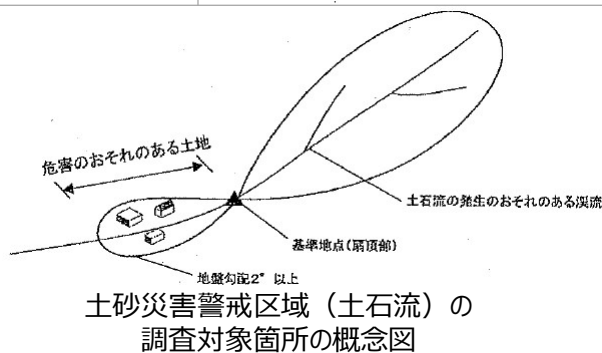
図-2 土砂移動の形態の渓床勾配による目安¹⁾

(出典)

国土技術政策総合研究所資料第904号 砂防基本計画策定指針
(土石流・流木対策編) 解説 (平成28年4月)

【参考】土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の設定方法との主な違い

区域の名称	土砂災害警戒区域（土石流）	山地災害危険地区（崩壊土砂流出）	特定盛土等規制区域 （うち、盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域）
基準地点の取り方	<p>地形条件により設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷出口（谷幅 $a <$ 奥行き b）等 ・谷幅 $a >$ 奥行き b の地点でも、以下の場合は谷地形と見なす <ol style="list-style-type: none"> ① 土石流又は土石流の履歴がある溪流 ② 地形地質上、土石流発生の恐れがあると予想される溪流 	<p>地形条件により設定 ※明確に基準地点を設定するわけではない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおむね2次谷から3次谷までの溪流の出口（谷地形から平地に開放された箇所） 	<p>地形条件により設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・谷出口（谷幅 $a <$ 奥行き b）等を想定 ・谷幅 $a >$ 奥行き b の地点でも、以下の場合は谷地形と見なす <ol style="list-style-type: none"> ① 土石流又は土石流の履歴がある溪流 ② 地形地質上、土石流発生の恐れがあると予想される溪流
基準地点より上流の溪流の勾配	急な勾配	規定なし	規定なし
基準地点より上流の流域面積	5km ² 以下	規定なし	一定の流域面積以下（検討中）
危害のおそれのある土地の範囲	基準地点から下流の 地盤勾配が2度以上の範囲	おおむね2次谷から3次谷までの溪流の出口からおおむね2km以内の範囲 ※調査対象地区の範囲を記載	基準地点から下流の地盤勾配が一定勾配以上の範囲（検討中）
人家等への危害	危害のおそれのある土地の範囲に、人家等あり ※人家等がない場合もあり	おおむね2次谷から3次谷までの溪流の出口からおおむね2km以内に公共施設等あり	保全対象の存する土地の区域に危害を及ぼすおそれあり
参考	財団法人砂防フロンティア整備推進機構 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（平成13年6月）	山地災害危険地区調査要領	—



- 盛土規制法では、**盛土等に伴う災害から人命を守ることを主たる目的**としている。
- このため、**人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地や、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設**などを保全対象として想定している。

■ 保全対象の定義

- ・ 人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地
- ・ 人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設
- ・ その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの

■ 両規制区域における保全対象

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落 ・ 上記に隣接・近接する区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得るエリア ・ 市街地や集落以外の区域の居住者等に危害を及ぼし得るエリア
保全対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落 ・ 人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地（市街地や集落に含まれない人家、山小屋、ゴルフ場、観光果樹園等を想定） ・ 人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設（市街地や集落に含まれないが日常的に人が往来する蓋然性の高い道路、鉄道等を想定） ・ その他盛土等に伴う災害から人命を守るため保全する必要のあるもの

※ 保全対象をどこまで想定するかは、盛土等が行われる蓋然性等の地域の実情に応じて、都道府県等において判断

特定盛土等規制区域の設定方法

- 特定盛土等規制区域は、盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域を抽出し、抽出した区域に土砂災害発生の危険性を有する区域が適切に含まれているか確認のうえ、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性や地形的条件等を考慮して設定することを想定。

① 盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれの特に高い区域の抽出

- i. 保全対象の存する土地の区域の選定
 - a: 宅地造成等工事規制区域（隣接・近接する土地の区域を除く。）
 - b: その他盛土等に伴う災害から居住者等の生命又は身体を保護する必要がある区域
- ii. iで抽出した保全対象の存する土地の区域に対し、一定勾配以上で流入する溪流等のうち、上流の流域面積が一定面積以下の上流域を抽出
- iii. iで抽出した区域のうち、bの区域に隣接・近接する土地の区域
- iv. 上記で抽出した区域の他、土地利用状況や地形等を踏まえ、関係地方公共団体の長が必要と認める区域の抽出

② ①で抽出した区域の確認

- ・①で抽出した区域に、土砂災害発生の危険性を有する区域が適切に含まれているか確認し、必要に応じて、区域を追加（土砂災害発生の危険性を有する区域が、市街地等に隣接・近接する場合には、必要に応じて、宅地造成等工事規制区域に追加）
- ・上記により抽出されていない区域について個別に抽出漏れがないか確認し、必要に応じて、区域を追加

③ ②で抽出した区域のうち、**盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域の除外**※

※ 道路の有無や土砂の搬入可能性等を踏まえて判断

④ 地形的条件等を考慮※し、**境界を設定**

※ 尾根、傾斜変換点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等を考慮

⑤ ④で選定した**区域の補正**（スキマを埋める等）

⑥ 宅地造成等工事規制区域を除外し、特定盛土等規制区域の設定

既存の地形データや既往の調査結果等を基本とし、必要に応じて現地調査も実施

④その他

盛土等の崩落により各規制区域で想定される災害

- **盛土規制法において想定する災害**は、「宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う**崖崩れ**又は**土砂の流出**」とされている。
- 盛土のり面の崩壊や滑動崩落のほか、**崩落土砂が土石流化し人家等に被害を及ぼす場合**が想定され、規制区域を指定する際に盛土等の崩落による主要な災害として想定する必要がある。
- 宅地造成等工事規制区域においては、主に盛土等の表層崩壊や滑動崩落による近隣の人家等への被害を想定し、特定盛土等規制区域においては、主に盛土等の崩落により流出した土砂が土石流化し、下方の人家等への被害を及ぼす場合を想定。
 ※市街地・集落外の人家等に対する被害を防止するため、特定盛土等規制区域を指定する場合は、土石流化する場合に加え、盛土等の表層崩壊や滑動崩落についても想定

事象	盛土等の表層崩壊	盛土の滑動崩落	盛土の崩落により流出した土砂の土石流化
想定される災害	<p>盛土のり面（崖面）の崩壊 盛土 地山</p> <p>切土のり面（崖面）の崩壊 切土</p> <p>盛土のり面（崖面以外）の崩壊 盛土 地山</p> <p>土石の堆積</p>	<p>盛土の全体又は一部が滑動崩落 盛土 地山</p>	<p>崩落土砂が土石流化 盛土 地山</p>
被害範囲	<p>近距離（～数十m程度） 【参考】土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）</p>	<p>中距離（最大100m程度） 【参考】大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説</p>	<p>遠距離（数百m～数km程度） 【参考】盛土の崩落事案で土石流が発生したと想定されるもののうち、土砂流出距離が判明しているものは数百m～2km程度</p>

（市街地・集落に対する被害を防止するため）
宅地造成等工事規制区域を指定する場合に
 主に想定する災害

市街地・集落に対する被害を防止するため
特定盛土等規制区域を指定する場合に
 主に想定する災害

市街地・集落外の人家等に対する被害を防止するため
特定盛土等規制区域を指定する場合に主に想定する災害

※ 上記の他、盛土等の崩落により下方にある河川がせき止められ、湛水や氾濫によって人家等に被害を及ぼす場合等、地域の実情に応じて、都道府県等がこれらの被害を想定した規制区域を指定することも可能。

土砂災害警戒区域と盛土規制法の規制区域の関係

- 既存の土砂災害警戒区域等の土砂災害発生の危険性を有する区域については、盛土等がされた場合には人家等に被害を及ぼすおそれが高いものであり、基本的に盛土規制法の規制区域に包含されるものと想定している。
- 具体的には、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流）は、通常人家等の周辺に指定されることから、市街地や集落の人家等の周辺の土砂災害警戒区域については、宅地造成等工事規制区域に包含され、市街地や集落外の人家等周辺の土砂災害警戒区域については特定盛土等規制区域に包含されることが想定される。
- なお、土砂災害警戒区域（土石流）の上流域は、人家等から離れていることが想定されるため特定盛土等規制区域に包含される可能性が高いが、市街地の人家等の周辺にあるものは、宅地造成等工事規制区域に包含されることも想定される。

区域等	土砂災害警戒区域			土砂災害警戒区域（土石流）の上流域
	急傾斜地の崩壊	地滑り	土石流	
指定の考え方				
土砂災害の発生源か否か	発生源 (被害を受ける区域も含む)	発生源 (被害を受ける区域も含む)	発生源ではない (被害を受ける区域)	発生源
盛土規制法の規制区域との関係	人家等から土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）の境界まで数十m程度と考えられるため、市街地や集落の人家周辺の警戒区域の場合、 宅地造成等工事規制区域に包含され 、市街地や集落外の人家周辺の警戒区域の場合、 特定盛土等規制区域に包含される ことが想定される。	人家等の近傍に土砂災害警戒区域（地滑り）が指定されるため、市街地や集落の人家周辺の警戒区域の場合、 宅地造成等工事規制区域に包含され 、市街地や集落外の人家周辺の警戒区域の場合、 特定盛土等規制区域に包含される ことが想定される。	人家等の近傍に土砂災害警戒区域（土石流）が指定されるため、市街地や集落の人家周辺の警戒区域の場合、 宅地造成等工事規制区域に包含され 、市街地や集落外の人家周辺の警戒区域の場合、 特定盛土等規制区域に包含される ことが想定される。	人家等から離れているため、 特定盛土等規制区域に包含される可能性が高い （市街地の人家等の周辺にあるものは、 宅地造成等工事規制区域に包含されることも想定される ）
参考	財団法人砂防フロンティア整備推進機構 土砂災害防止に関する基礎調査の手引き（平成13年6月）			

(2)本日まで議論いただきたい点

本日は議論いただきたい点

(1)宅地造成等工事規制区域の指定の考え方

- 規制区域設定要領骨子案について妥当なものとなっているか。
 - ・規制区域の対象となる区域の要件について妥当なものとなっているか。
 - ・市街地、市街地となろうとする区域について、都市計画区域等を挙げているが、他に挙げるべき区域はないか。
 - ・集落の区域について、一律に人家の戸数等を限定せずに、集落の区域の考え方に基づき都道府県等が地域の実情に応じて判断することを想定しているがよいか。
 - ・隣接・近接する土地の区域について、盛土等の崩落により被害を及ぼしうる範囲とすることを想定しているが、参考となる知見等はないか。

(2)特定盛土等規制区域の指定の考え方

- 規制区域設定要領骨子案について妥当なものとなっているか。
 - ・規制区域の対象となる区域の要件について妥当なものとなっているか。（他に検討すべき区域はないか。）
 - 特に、①盛土等の崩落により土石流が発生した場合、一定勾配以上の範囲を土石流の到達範囲と想定してよいか。
 - ②溪流が一定勾配以上で保全対象の存する土地の区域に流入し、谷出口より上流の流域面積が一定面積を超える場合、特定盛土等規制区域に指定する必要はないか。

(3)その他

- 想定する災害について
 - ・想定する災害について妥当なものとなっているか。（他に検討すべきものはないか。）
 - ・盛土等の崩落により下方にある河川がせき止められ、湛水や氾濫によって人家等に被害を及ぼす場合について、区域指定の参考となる知見等はないか。